

こ まも じょうれい  
子どもを守る条例



枚方市  
ひこぼしくん

ひらかたし こ え が お すこ せい ちょう  
枚方市は、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを

め ざ こ こ まも じょうれい せい てい  
目指して、「子どもを守る条例」を制定しました。

こ たい せつ そんざい  
子どもはとても大切な存在です。

しあわ だい いち かんが しゃ かい ぜん たい まも  
みなさんの幸せを第一に考え、社会全体で守っていく

じょうれい つく  
ためにこの条例は作られました。

1. <sup>こ</sup>子どもを守る<sup>まも</sup>条例<sup>じょうれい</sup>とは

2. <sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利とは

3. みんなに<sup>し</sup>知っておいてほしいこと

4. <sup>おとな</sup>大人の<sup>やくわり</sup>役割について

ここを<sup>お</sup>押すと  
<sup>ぜんかい</sup> 前回の<sup>はなし</sup> 話が<sup>み</sup>見れるよ

<sup>かいめ</sup> 1回<sup>はいしん</sup>目の<sup>み</sup>配信は見てくれましたか？

まだの<sup>よ</sup>ひとは読んでみてくださいね。

<sup>こんかい</sup> 今回は<sup>かいめ</sup> 2回<sup>はいしん</sup>目の配信です。



## 2. <sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利とは

<sup>こんかい</sup>  
今回は、ぼくもあなたも  
<sup>も</sup>  
みんなが持っている  
<sup>こ</sup> <sup>けんり</sup>  
子どもの権利について  
<sup>はなし</sup>  
お話していきます♪



### MEMO

<sup>けんり</sup>  
「権利」とは、「<sup>こと</sup>ある事をする、またはしないこと  
<sup>のうりよく</sup> <sup>じゆう</sup> <sup>ぎむ</sup> <sup>こうじえん</sup>  
ができる能力・自由。」⇔義務。（広辞苑より）

みなさんは、子どもに権利があることを  
知っていますか？



世界には、「**児童の権利に関する条約**」といって、

子どもが持つ権利を定めた国際条約があります。

日本では、**児童福祉法**という法律で、

国際条約で定めている子どもの権利を守る  
ことを約束しています。



そして、<sup>ひらかたし</sup>枚方市の<sup>こ</sup>子どもを<sup>まも</sup>守る<sup>じょうれい</sup>条例も、<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を  
<sup>そんちょう</sup>尊重することを<sup>ぜんてい</sup>前提に<sup>かんが</sup>考えて<sup>つく</sup>作られています。

<sup>ぜん</sup>前 <sup>ぶん</sup>文

<sup>つぎ</sup>「次の<sup>じだい</sup>世代を<sup>にな</sup>担う<sup>こ</sup>子どもの<sup>しあわ</sup>幸せを<sup>だいいち</sup>第一に<sup>かんが</sup>考え、  
<sup>こ</sup>子どもを<sup>にんげん</sup>ひとりの人間として<sup>そんちょう</sup>尊重し、<sup>そんちょう</sup>すべての  
<sup>こ</sup>子どもが<sup>も</sup>持つ<sup>けんり</sup>権利や<sup>じゆう</sup>自由が<sup>さいだいげん</sup>最大限<sup>そんちょう</sup>尊重される<sup>しゃ</sup>社  
<sup>かい</sup>会の<sup>じつげん</sup>実現<sup>む</sup>に向け・・・」

(<sup>こ</sup>子どもを<sup>まも</sup>守る<sup>じょうれい</sup>条例 <sup>ぜんぶん</sup>前文より)



こ けんり おお 4 しゅるい わ  
子どもの権利は、大きく4種類に分けられます。



みんなはどんな権利を  
も 持っていると思いますか？  
おも 思いつくものを  
い 言ってみましょう。



# ① い けんり 生きる権利

たとえば…



ふとん  
あったかいお布団で  
あんしん ねむ  
安心して眠る  
ことができる

すべての子どもは

いのち まも い  
命を守られ、生きることが

できます。



なか す  
お腹が空いたら  
はん た  
ご飯を食べる  
ことができる

びょうき  
けがや病気をしたら  
びょういん ちりょう  
病院で治療ができる



## ② そだ けんり 育つ権利



がっこう  
学校でいろんなことを  
まな  
学ぶことができる

たとえば・・・

とも げんき  
友だちと元気に  
あそ  
遊ぶことができる



こ  
すべての子どもは、

う のうりよく じゅうぶん  
もって生まれた能力を十分に

の せいちょう  
伸ばしながら成長することが

できます。



# ③ 守られる権利

たとえば…

むり  
無理やり  
はたら  
働かされない

まやく かく ざい  
麻薬や覚せい剤など  
きけん  
危険なものから  
まも  
守られる



すべての子どもは、

いろんなことから

まも  
守られることになっています。

ぼうりょく さべつ  
暴力や差別から  
まも  
守られる



# ④ 参加する権利

たとえば…

自分の気持ちを  
言うことができる



いろいろな情報や  
考えを知ることができる

自由に考えたり  
信じたりすることが  
できる

すべての子どもは、

自由に意見を言ったり

集まりに参加したりする

ことができます。

① い けんり  
生きる権利

② そだ けんり  
育つ権利

③ まも けんり  
守られる権利

④ さんか けんり  
参加する権利

MEMO

じどう けんり かん じょうやく  
児童の権利に関する条約は  
ぜんぶん ほんぶん じょう  
前文と本文54条でできて  
います。



みなさんには  
たくさんたいせつの大切なけんり権利が  
あるということが  
わ分かりましたか？



たいせつ けんり も  
大切な権利を持っているみなさんは、  
ほんとう たいせつ ほんざい  
本当に大切な存在だということです。



だから、**自分のことを大切にしてください。**

そして、**他の人にも自分と同じように大切な権利がある**ということも、**覚えておいてください。**

**周りのひとやお友だちのことも大切にしましょう。**





こま そうだん  
困ったときは相談しましょう。

じぶん き も つた  
自分の気持ちを伝えることができる  
というのも、こ けんり  
子どもの権利です。

こま なや  
困ったとき、悩んだとき、しんどいとき、  
いやなことがあったときには

がまん おし  
我慢しないで教えてください。

みちか そうだん  
身近なひとに相談できないときは、

そうだん ばしょ  
いつでも相談できる場所があります。

つき そうだんまどぐち しょうかい  
次のページで相談窓口を紹介します

# こ ども の 育 ち 見 守 り セ ン タ ー と な と な

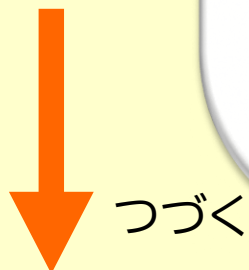
☎ 050-7102-3221

げつ よう び きん よう び しゅく じつ やす  
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:30

おうちのこと、友だちのこと、学校のこと  
自分(じぶん)のこと、なんでも相談(そうだん)にのります。

「となとな」には、「いつでもあなたのとなりに  
いますよ」という意味(いみ)があります。

あなたは、ひとりじゃないですよ。  
いつでも気軽(きがる)に相談(そうだん)してください。



# こ えが お ま も 子どもの笑顔を守るコール いじめホットライン

☎ 072-809-7867

げつ よう び きん よう び しゅく じつ やす  
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:00

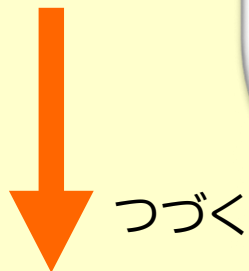
いじめのことなどについて相談そうだんにのります。

ちい  
小さなことでもいいです。

こま  
困こまっているとき、しんどいとき、学校がっこうに行きたいた

くないなあって思おもうとき、いつでも

そうだん  
相談そうだんしてくださいね。



じ かん そ う だ ん う け っ け

# 24時間相談受付ダイヤル

なにわっこ にっこり

☎ 0120-7285-25

こ せ ん よ う  
子ども専用のフリーダイヤルです。

じ かん に ち う け っ け  
24時間365日受付していますので

おうちのことや友だちのこと、とも学校のこがっこうと

いじめのこと、じぶん自分のことなど

なんでもいつでも相談そう だ んしてください。

よ な か だ い じ ょ う ぶ  
夜中でも大丈夫です。





じぶん たいせつ けんり し  
自分には大切な権利があるということを知ることが、  
とても大切なことです。

じどう けんり かん じょうやく わ せつめい しりょう  
児童の権利に関する条約について分かりやすく説明した資料や  
こ けんり か ぶんけん かず おお  
子どもの権利について書かれた文献は数多くあります。

いち ど しら  
よかったら一度調べてみてくださいね。

じ かい し  
次回は、みんなに知っておいてほしいことについて  
お話しします。待っていてください★彡

